－都税についてのお知らせ－

個人事業者の方へ

事業所税（２３区内）の申告納付期限は３月１５日（金）です

事業所税

令和５年 12 月 31 日現在、次の条件に該当する場合には、
令和６年３月 15 日（金）までに申告・納付が必要です。

区　　分	要　　件
資　　産　　割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従　業　者　割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23 区内全域の事業所等の合計床面積が 800 ㎡を超える場合
- 23 区内全域の事業所等の合計従業者数が 80 人を超える場合

主税局 HP（詳細はこちら）

●お問合せ先　　所管都税事務所の事業所税班

・東京都では、23 区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAX により電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひ御利用ください。

・eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページを御覧ください。また、eLTAX の利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAX ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問：https://eltax.custhelp.com/

エルタックス　検索